

環廃対発第080509007号
平成20年5月9日

各都道府県知事殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別 紙

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) (1)の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。</p> | <p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) (1)の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。</p> |
| <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> | <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> |
| <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> | <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> |
| <p>4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下</p> | <p>4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下</p> |

「完了予定期日」という。)を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |
| (6) 交付金交付決定取消申請書 | 様式第6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第7 |

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費(以下「交付対象事業費」という。)の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第I欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雜費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第I欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるとき

「完了予定期日」という。)を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |
| (6) 交付金交付決定取消申請書 | 様式第6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第7 |

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費(以下「交付対象事業費」という。)の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第I欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雜費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第I欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるとき

は、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

12. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

は、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

12. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場

ただし、（ア）については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理・資源回収能力、また安全性を増強させるための事業であって、次に掲げる事業であること。

（ア）当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業

（イ）既存の廃棄物処理施設におけるエネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業

なお、（ア）については廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する事業であること。

エ. 净化槽に係る事業

净化槽に係る事業とは、市町村が净化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 净化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成20年5月9日付け環廃対発第080509004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設

(イ) 最終処分場及び最終処分場再生事業

ただし、（ア）については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増加させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する（3）のイに定める事業であること。

エ. 净化槽に係る事業

净化槽に係る事業とは、市町村が净化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 净化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成19年6月15日付け環廃対発第070615007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。

3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年

第117号。) 第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成20年5月9日付け環廃対発第080509004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。)

ア. 新設に係る事業

- 1) 新設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとの他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環廃対発第031225004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(平成18年6月9日付環廃対発第060609002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 8) 新設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

第117号。) 第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成19年6月15日付け環廃対発第070615007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(3) 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。(ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。)

ア. 新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。)、最終処分場再生事業、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。)、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとの他のごみの焼却を行う施設(発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)と組み合わせた方式(メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。)を含む。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料(RDF)発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について(平成15年12月25日付環廃対発第031225004号)「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について(平成18年6月9日付環廃対発第060609002号)等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 8) エネルギー回収推進施設については、建設後15年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業を含む。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

- i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 - ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 - ⑫燃焼ガス冷却設備
 - ⑬排ガス処理設備
 - ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑮通風設備
 - ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
 - ⑰搬出設備
 - ⑱排水処理設備
 - ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理棟
 - ②構内道路
 - ③構内排水設備
 - ④搬入車両に係る洗車設備
 - ⑤構内照明設備
 - ⑥門、柵障
 - ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるもので

9) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

- i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②破碎・破袋設備
 - ③圧縮設備
 - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 - ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
 - ⑥再生利用に必要な保管のための設備
 - ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
 - ⑧分別収集回収拠点の整備
 - ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 - ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 - ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 - ⑫燃焼ガス冷却設備
 - ⑬排ガス処理設備
 - ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑮通風設備
 - ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
 - ⑰搬出設備
 - ⑱排水処理設備
 - ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理棟
 - ②構内道路
 - ③構内排水設備
 - ④搬入車両に係る洗車設備
 - ⑤構内照明設備
 - ⑥門、柵障
 - ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 - ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるもので

あること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

あること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（工）最終処分場

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（工）最終処分場

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（才）最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

(オ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
 - ③消毒設備
 - ④汚泥処理設備
 - ⑤脱臭設備
 - ⑥換気、除じん等に必要な設備
 - ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する栓、取付管、マンホール等の設備
 - ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障

③止水壁その他の止水に必要な設備

- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他の雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他の浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他の浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他の廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他の埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消防設備その他の火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(カ) コミュニティ・プラント

- i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
 - ③消毒設備
 - ④汚泥処理設備
 - ⑤脱臭設備
 - ⑥換気、除じん等に必要な設備
 - ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する栓、取付管、マンホール等の設備
 - ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障

- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(カ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堤堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
 - i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 焼却施設

- i. 焚却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備
 - ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(キ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堤堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
 - i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) 焼却施設

- i. 焚却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 - ②前処理設備
 - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
 - ④燃焼ガス冷却設備
 - ⑤排ガス処理設備
 - ⑥余熱利用設備
 - ⑦通風設備
 - ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

- ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 増設に係る事業

- 1) 増設に係る事業において交付の対象となる事業は、アの（ア）から（キ）に定める施設の増設事業、エネルギー回収能力増強事業、廃棄物処理施設耐震化事業、最終処分場再生事業及び施設整備に関する計画支援事業であって、アの6）、7）に定める安全性を増強させるための事業を含むことができるものとする。
- 2) エネルギー回収能力増強事業においては、建設後15年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設耐震化事業においては、地震による施設の稼働不能等の被害を抑えるため、特に耐震化が必要な施設の耐震改修事業であること。ただし、昭和56年新基準導入前に建設され、現行の耐震設計基準を満たさない廃棄物処理施設に限る。
- 4) 最終処分場再生事業においては、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものであること。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するため既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認したうえでの総合的な計画である場合に限る。
- 5) 増設に係る2)から4)の事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

- ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
 - ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ケ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

(ア) エネルギー回収能力増強事業

i エネルギー回収能力増強事業において交付の対象となる事業は、エネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①前処理設備
- ②固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備
- ⑥余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑦通風設備
- ⑧残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑨冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ②i の設備及び前各号の設備の設置に必要な棟壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、⑨及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(イ) 廃棄物処理施設耐震化事業

i 廃棄物処理施設耐震化事業において交付の対象となる事業は、既存のアの（ア）から（エ）に定める施設のうち、特に耐震化が必要であると認められる施設の耐震改修を行う事業であること。なお、その対象となる設備の範囲は、地震被害による施設の稼働不能を防ぐために必要な設備・建築物に限るものであること。

(ウ) 最終処分場再生事業

i 最終処分場再生事業において交付の対象となる事業は、最終処分場において既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業であること。なお、当該事業の実施にあたり対象となる設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②棟壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な隔壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

エ. 净化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

(ア) 浄化槽

(イ) 変則浄化槽

(ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

イ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

エ. 净化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

(ア) 浄化槽

(イ) 変則浄化槽

(ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

- (工) 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (才) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用
改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。
 - ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②その他の汚水処理設備
 - ③消毒設備
 - ④脱臭設備
 - ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

1. 本要領は、平成20年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 12(3)ア、4)の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの時限措置とする。

別 表 1

I 算定基準（略）

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雜費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは（略）
2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食

- (工) 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (才) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）一浄化槽設置整備事業のみ適用
改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。
 - ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
 - ②その他の汚水処理設備
 - ③消毒設備
 - ④脱臭設備
 - ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

1. 本要領は、平成19年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 12(3)ア、4)の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成23年度までの時限措置とする。

別 表 1

I 算定基準（略）

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雜費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは（略）
2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食

糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の入件費並びに物件費)をいう。

III 交付対象事業費の算定要領 (略)

別表 2 (略)

別表 3 (略)

別表 4 表(略)

*基準額の特例 1 净化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽(使用後20年のものに限る。)の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする(現行の基準額を超える額は9万円までとする。)。
2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。(差額分に係る助成割合:国 11/30、市町村
19/30)

糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の入件費並びに物件費)をいう。

III 交付対象事業費の算定要領 (略)

別表 2 (略)

別表 3 (略)

別表 4 表(略)

*基準額の特例 净化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽(使用後20年のものに限る。)の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする(現行の基準額を超える額は9万円までとする。)。